

老人短期入所施設偕楽園入所料金表（負担割合 1 割）

		負担割合 1 割		②	③	①＋②＋③	(①＋②＋③) × 3 0
		①					
介護度	負担限度額認定証	施設サービス費	常時（毎日）発生する加算	居住費	食費	1日合計	1ヶ月（30日）合計
要支援 1	第1段階	514	30	820	300	1,664	
	第2段階	514	30	820	390	1,754	
	第3段階	514	30	1,310	650	2,504	
	第4段階	514	30	2,006	1,700	4,250	
要支援 2	第1段階	638	30	820	300	1,788	
	第2段階	638	30	820	390	1,878	
	第3段階	638	30	1,310	650	2,628	
	第4段階	638	30	2,006	1,700	4,374	
要介護 1	第1段階	684	48	820	300	1,852	
	第2段階	684	48	820	390	1,942	
	第3段階	684	48	1,310	650	2,692	
	第4段階	684	48	2,006	1,700	4,438	
要介護 2	第1段階	751	48	820	300	1,919	
	第2段階	751	48	820	390	2,009	
	第3段階	751	48	1,310	650	2,759	
	第4段階	751	48	2,006	1,700	4,505	
要介護3	第1段階	824	48	820	300	1,992	59,760
	第2段階	824	48	820	390	2,082	62,460
	第3段階	824	48	1,310	650	2,832	84,960
	第4段階	824	48	2,006	1,700	4,578	137,340
要介護4	第1段階	892	48	820	300	2,060	61,800
	第2段階	892	48	820	390	2,150	64,500
	第3段階	892	48	1,310	650	2,900	87,000
	第4段階	892	48	2,006	1,700	4,646	139,380
要介護5	第1段階	959	48	820	300	2,127	63,810
	第2段階	959	48	820	390	2,217	66,510
	第3段階	959	48	1,310	650	2,967	89,010
	第4段階	959	48	2,006	1,700	4,713	141,390

◎常時（毎日）発生する加算として・・・●機能訓練指導員配置加算 1 2 単位/日 ●サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 1 8 単位/日 ●夜勤職員配置加算(Ⅱ) 1 8 単位/日
●介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ●介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) があります。
＜介護予防短期入所生活介護＞につきましては・・・●機能訓練指導員配置加算 1 2 単位/日 ●サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1 8 単位/日
●介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ●介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) があります。

※介護職員処遇改善加算は国の施策により、介護職員の処遇改善を図るために創設された加算であり、一月の総施設サービス費＋各種加算額の 8. 3 %を
また、介護職員等特定処遇改善加算はさらなる介護職員等の処遇改善を図るために新規に設けられた加算であり、一月の総施設サービス費（介護職員処遇改善加算を除く）＋各種加算の
2. 7 %を上記料金表に加え算定させていただきます。
○その他の加算として・・・●送迎加算（片道につき）1 8 4 単位
※別途上記以外にも加算及び実費分があります。詳しくはお問い合わせください。

老人短期入所施設偕楽園入所料金表（負担割合 2 割）

		負担割合 2 割		②	③	①＋②＋③	(①＋②＋③) × 3 0
		①					
介護度	負担限度額認定証	施設サービス費	常時（毎日）発生する加算	居住費	食費	1日合計	1ヶ月（30日）合計
要支援1	非該当	1,028	60	2,006	1,700	4,794	
要支援2	非該当	1,276	60	2,006	1,700	5,042	
要介護1	非該当	1,368	96	2,006	1,700	5,170	
要介護2	非該当	1,502	96	2,006	1,700	5,304	
要介護3	非該当	1,648	96	2,006	1,700	5,450	163,500
要介護4	非該当	1,784	96	2,006	1,700	5,586	167,580
要介護5	非該当	1,918	96	2,006	1,700	5,720	171,600

◎常時（毎日）発生する加算として・・・●機能訓練指導員配置加算 1 2 単位/日 ●サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 1 8 単位/日 ●夜勤職員配置加算(Ⅱ) 1 8 単位/日
●介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ●介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) があります。
＜介護予防短期入所生活介護＞につきましては・・・●機能訓練指導員配置加算 1 2 単位/日 ●サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1 8 単位/日
●介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ●介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) があります。

※介護職員処遇改善加算は国の施策により、介護職員の処遇改善を図るために創設された加算であり、一月の総施設サービス費＋各種加算額の 8. 3 %を
また、介護職員等特定処遇改善加算はさらなる介護職員等の処遇改善を図るために新規に設けられた加算であり、一月の総施設サービス費（介護職員処遇改善加算を除く）＋各種加算の
2. 7 %を上記料金表に加え算定させていただきます。
○その他の加算として・・・●送迎加算（片道につき）1 8 4 単位
※別途上記以外にも加算及び実費分があります。詳しくはお問い合わせください。